

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

茨城県

2 構造改革特別区域の名称

いばらき幼児教育特区

3 構造改革特別区域の範囲

土浦市，石岡市，下館市，結城市，龍ヶ崎市，下妻市，水海道市，北茨城市，取手市，岩井市，つくば市及び潮来市並びに茨城県東茨城郡桂村，西茨城郡友部町，岩間町及び岩瀬町，行方郡北浦町，稲敷郡美浦村及び阿見町，新治郡八郷町，結城郡八千代町，猿島郡三和町及び境町並びに北相馬郡藤代町及び利根町の全域（別紙 1 及び別紙 2）

4 構造改革特別区域の特性

特区範囲及び事業実施幼稚園

茨城県には，県内全 83 市町村のうち，82 市町村に 421 の幼稚園（国公立 218 園，私立 203 園）が設置されているが，当初から事業への参加を希望し，かつ園児受入準備の整っている 46 園（私立 46 園）が所在する 25 市町村を特区範囲とする。

この特区範囲は，公私立幼稚園設置者の意向を踏まえて計画区域を順次拡大し，将来的には全県下幼稚園が取り組める環境を整えていく。

少子化の進行

特区範囲として申請を行う 25 市町村の 3～5 歳児の人口は，

昭和 55 年を 100（49,808 人）とすると，平成 14 年は 67.8（33,746 人）と 32.2%（16,062 人）減少している。【資料 1】

また，25 市町村の全世帯に占める「6 歳未満児のいる世帯」の割合は，13.2%（県：13.1%，全国 11.4%）であり，また「6 歳未満の親族のいる世帯における世帯当たりの 6 歳未満児の数」は，1.3 人（県：1.3 人，全国 1.3 人）となっている。【資料 2】

このため，幼児が兄弟姉妹や身近な遊び相手など他の幼児と共に活動する機会が減少し，幼児の社会性を涵養することが困難な状況にあるといえる。

女性就業率の増加

保護者の就労形態が多様化するなか，保護者の子育て支援や男女共同参画社会を推進する上で，子どもを幼稚園に通わせながら働くことができる制度整備の充実が必要となっている。

こうしたなか，県内の 25 市町村における女性就業率は，全国平均の 46.2%を上回る 48.7%（県：48.4%）と高く，子どもを幼稚園に通わせながら働くことができる制度整備の充実がより必要な状況であることがうかがえる。【資料 3】

育児相談件数の増加

平成 14 年度に県内の児童相談所に寄せられた養護相談のうち、25 市町村に係る養護相談件数は、496 件（県：1,159 件）と平成 10 年度の 278 件（県：678 件）に比べ 78.4%（県：70.9%）増加している。

特に、同相談のうち虐待に関する相談件数は、全県で平成 10 年度の 4.2 倍と急激に増加しており、保護者が子育てに対して不安を感じている状況がうかがえる。【資料 4】

また、幼稚園長からは、子育てに不安を感じている保護者から育児に関する相談が増えているとの報告が多くある。

さらに、平成 14 年 3 月及び平成 15 年 1 月に県内で発生した高校生による重大事件は、県民に大きな衝撃を与え、このような事件の再発防止のためにも幼児期からの心の教育が重要であり、就学前教育に対する関心が高まっている。

保護者の早期入園ニーズ及び満 3 歳児教育の充実・普及

幼児数が年々減少するなかで、25 市町村の事業実施を希望する幼稚園における満 3 歳児の入園は、平成 12 年度に受入れを開始して以来、増加しており、平成 14 年度には 225 人（県：542 人）となっている。【資料 5】

また、保護者から満 3 歳児前の入園希望が多く、現行制度のもとでは、満 3 歳になった時点で直ちに幼稚園に入園している状況がある。

以上の状況から、3 歳未満児の年度当初からの入園を希望する保護者の強い要望や早期入園を求める保護者ニーズが高いといえる。

さらに、満 3 歳児は誕生日以降の随時入園となることから、年間を通じたカリキュラム実践や計画的な教育内容が適切に行えない、また、満 3 歳児の入園者数の把握が困難なことから、計画的なクラス編成ができないため 3 歳児との混合編成となっているなど満 3 歳児教育の充実を図る必要性を感じている幼稚園長が多い。

幼稚園の余裕教室

特区範囲内にある事業実施を希望する幼稚園における平成 15 年 5 月 1 日現在の定員充足率は 66.7%（県：80.6%）で、39 部屋の余裕教室を抱えている。【資料 5】

5 構造改革特別区域計画の意義

少子化の進行による幼児の遊び相手の減少、核家族化に伴う家庭や地域の教育力低下に対応するため、3 歳未満児の入園を促進することにより、幼児の社会性が涵養できる。

年度当初から年間を通じたカリキュラムを作成し、計画的に保育を行うことにより、3 歳未満児の教育内容の充実が期待できる。また、3 歳未満児保育を定着させ、幼稚園教育の充実・普及を図ることができる。

3 歳未満児保育が実現することにより、保護者が早くから幼稚園とのかかわりを持つことができ、保護者の子育てへの不安や迷いの解消や心のゆとりを持つ一助ともなり、保護者が一層安心して育児をすることができるようになる。また、幼稚園のもつ地域の子育て支援センターとしての役割・機能の一層の発揮を期待できる。

満 3 歳児前の早期から子どもの発達に応じた適切な教育を受けさせたい、そのために幼稚園に通わせたいという保護者の要望に応えることにより、保護者が希望する子育て支援施策が充実し、保護者の子育てに関する施策選択の幅を広げることができ、ひいては保護者の社会参加を促進することにもなる。

有効活用されていない幼稚園の余裕教室が有効活用されるとともに、園児数の増加につなが

る。

以上のことから、この事業の成果は、将来的に全国的な構造改革へと波及しうるものとして期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

特区を導入することで、満3歳児教育を定着させ、幼稚園教育の充実・普及を図る。

早期から集団生活を経験することで幼児の社会性を涵養し、心身の健全な発達の醸成を目指す。

保護者が早くから幼稚園とのかかわりを持つことができ、保護者の子育てへの不安や迷いの解消や心のゆとりを持つ一助となり、保護者が一層安心して育児をすることができるようになる。また、幼稚園のもつ地域の子育て支援センターとしての役割・機能の一層の発揮を期待できる。

満3歳児前の早期から子どもの発達に応じた適切な教育を受けさせたい、そのために幼稚園に通わせたいという保護者の要望に応えること及び既存の預かり保育との組み合わせにより、保護者が余裕時間を持つことができ、保護者の社会参加を促進する。

公私立幼稚園設置者の意向を踏まえて計画区域を拡大し、将来的には全県下の幼稚園が取り組める環境を整える。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

幼児の社会性の涵養の促進

幼児が満3歳に達する年度の当初から一斉に幼稚園に入園することができることで、幼児が幼稚園で他の幼児とともに活動する機会の充実が図られ、集団生活を通して幼児の社会性の涵養が促進される。

幼児教育の充実・普及

年度当初から年間を通じたカリキュラムを作成し、計画的に保育を行うことで、3歳未満児に対する教育内容の充実や一貫性が図られ、幼稚園教育がさらに充実・普及される。

保護者への安心子育て支援

幼稚園の持つ地域の子育て支援センター機能を活用することで、保護者の子育てへの不安や迷いの解消や心のゆとりを持つこととなり、保護者が一層安心して育児をすることができるようになり、少子化対策の一助となる。

園児数の増加

事業実施を希望する25市町村にある46幼稚園における平成14年度の満3歳児入園は225人(県:542人)であり、年度当初からの入園が可能となれば、早期入園を希望する保護者のニーズの高さから、満3歳児と3歳未満児の入園者数の合計は、約450人(県:約800人)となることが見込まれる。【資料5】

幼稚園施設の有効活用

事業実施を希望する25市町村にある46幼稚園では39部屋の余裕教室を抱えており、3歳未満児の入園により園児数が増加することによって施設の有効活用が図られる。

8 特定事業の名称

三歳未満児に係る幼稚園入園事業

**9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業
その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項**

私立幼稚園預かり保育推進事業費補助

預かり保育事業を行う幼稚園を設置する学校法人に対して経費の一部を助成し、子育てを支援する。

私立幼稚園教育施設整備事業費補助

私立幼稚園を対象に、園舎の改築、増築、子育て支援専用室の施設整備に要する経費の一部を助成する。

(別紙)

1 特定事業の名称

806 三歳未満児に係る幼稚園入園事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内の幼稚園

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成16年4月1日

4 特定事業の内容

当面、別紙1に記載の幼稚園において、幼児が満3歳に達する年度の当初から入園を可能とし、公私立幼稚園の設置者の意向を踏まえて、随時対象となる幼稚園を拡大する。

5 当該規制の特例措置の内容

本県では、少子化、核家族化を背景に、幼児の異年齢児との交流機会の減少、育児に不安を抱く保護者の増加、保護者の就労形態の多様化等がみられる中、地域の子育てセンターとして、幼稚園が多様な役割を果たすことが期待されている。

当該特区計画区域としている25市町村では、3歳～5歳児の人口は、昭和55年を100(49,808人)とすると、平成14年は67.8(33,746人)と32.2%(16,062人)減少している。

また、25市町村で、6歳未満児のいる世帯の割合は、13.2%(県：13.1%，全国11.4%)であり、また「6歳未満児の親族のいる世帯における世帯当たりの6歳未満児の数」は、1.3人(県：1.3人，全国1.3人)となっており、兄弟姉妹が少なく近所に幼児の遊び相手が少ない状況となっている。

また、25市町村における女性の就業率は、全国平均の46.2%を上回る48.7%(県：48.4%)と高く、保護者の3歳未満児入園の要望も高い。

現行制度では、満3歳からの入園とされているものを、保護者の要望が高い3歳未満児の年度当初からの幼稚園受け入れ実施することにより、余裕教室の有効活用や地域経済の活性化が図られ、最終的には幼稚園における幼児の社会性の涵養が図られるとともに、子どもを幼稚園に通わせながら働かせたいという保護者の要望に応えることで、保護者の社会参加の促進に資する。